

勤労者に対する福祉制度

教育、住宅、生活の面で利子補給や資金融資が受けられます。融資を希望する方は、市役所雇用労働課までご相談ください。

【雇用労働課雇用労働担当】

教育 **勤労者等教育資金利子補給金制度**
 融資額の1%×返済月数÷12か月または
 2019年1月～12月の利子支払額のいずれか低い額を補助(上限2万円)

対象 市内の金融機関・県内の中央労働金庫から子どもの教育資金の融資を受けた方で、市の住民基本台帳に登録されている、市税を滞納していない勤労者・自営業者(就学者1人につき1契約)
申込 2020年2月28日(金)までに申請書(市役所雇用労働課で配布中)と必要書類を市役所雇用労働課へ
ほか 補給期間は返済開始から4年以内の正規の就学期間

住宅 **勤労者住宅資金利子補給金制度**
 勤労者が住宅資金の融資を受けた場合に、その支払利子の一部を補助

対象 事業所に勤務する市内在住の方で、自身が居住する住宅を新築、購入、または増改築するための資金を県内の中央労働金庫から借り入れた方
申込 2020年2月28日(金)までに申請書(中央労働金庫で配布中)と必要書類を融資を受けた神奈川県内の中央労働金庫へ
ほか 補給期間は住宅資金の融資を受けた日から4年以内

生活 **勤労者生活資金融資制度**
 勤労者の生活の安定と福祉のために資金を融資

融資限度額 300万円
融資期間 融資を受けた日から10年以内
融資利率 2.0%(教育費は1.7%、リフォーム費等は1.4%、育児・介護休業費は1.0%)
 別途保証料が必要
対象 市内在住・在勤の勤労者
申込 中央労働金庫茅ヶ崎支店 ☎(87)8822へ

知っ得! 成年後見制度

心配事が大きくなるその前に

「認知症になってしまったらどうしよう」、「親が亡くなったとき子どもの将来が心配」一。そんな心配事がある方は、自分や家族のために成年後見制度について学んでみませんか。

【福祉政策課福祉政策担当】

成年後見制度の知識を習得してもらうための講演会を開催します。成年後見制度は、認知症や知的・精神・発達障害などの理由で判断能力が十分でない人に代わり、成年後見人などが財産管理や契約等の法律行為を行い、本人の権利と暮らしを法的に守る制度です。

講演会～成年後見制度の内容や手続き

日時 12月14日(土)13時30分～15時30分
場所 市役所本庁舎会議室4～5
内容 成年後見制度(法定後見・任意後見)の内容や手続き方法、相談先、成年後見人の職務など
講師 尾上美子さん(司法書士、成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部)
定員 70人(申込制(先着))
申込 12月12日(木)までに☎で(住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、FAX(82)5157も可)
ほか 手話通訳・要約筆記あり。託児1歳～5人(申込制(先着))。12月6日(金)までに☎で



尾上美子さん



市役所分庁舎コミュニティホール 予約を一定期間停止

市役所分庁舎空調設備リニューアル工事(予定)の実施に伴い、次の工事期間のうち一定期間コミュニティホールの予約を停止します。

【用地管財課管財担当】

工事期間 2020年4月1日(水)～2021年1月31日(日)(予定)
閉館施設 分庁舎5階A・B・C会議室、6階集会室1・2

※ 12月1日(日)抽選開始分(利用日が2020年4月1日以降)から予約ができませんのでご注意ください

工事期間中は、近隣の公共施設をご利用ください。工期の詳細、コミュニティホール使用再開時期は決定次第、市団などでお知らせします。



5階A・B会議室



6階集会室1・2



公共施設の詳細は市団で

自殺予防対策研修 ゲートキーパー入門講座

悩みを抱える人に寄り添う方法

身近な人がいつもと違う様子とき、あなたはどのように声をかけますか。悩んでいる人を助ける「ゲートキーパー」の役割やコミュニケーションのスキルを学び、勇気を出して声をかけられるよう、みんなで考えてみましょう。

【保健所保健予防課保健対策担当☎(38)3315】

精神保健相談員がグループワークを交えながら、自殺予防法やゲートキーパーの役割、コミュニケーション方法、声のかけ方などの講義を行います。



受講修了者にはゲートキーパー手帳とリボンバッジを配布

日時 12月3日(火)14時～16時(受け付け13時30分～)
場所 市役所分庁舎6階コミュニティホール
対象 市内・寒川町在住の方60人(申込制(先着))
申込 12月2日(月)までに☎で(氏名(ふりがな)・電話番号・お住まいの市町村名を記入し、FAX(82)0501も可)



みなさんのご意見をお寄せください パブリックコメントを実施

〔資料配布場所〕市役所文書法務課、文化生涯学習課、市内公共施設、市団
 〔意見の取り扱い〕個別の回答や意見内容以外の個人情報の公表はいたしません

(仮称)茅ヶ崎市公文書等管理条例の考え方(案)について

行政文書等を適正に管理し、保存するためのルールとして、「(仮称)茅ヶ崎市公文書等管理条例」の制定に向けて準備を進めています。条例の制定により、歴史的に価値がある文書を未来に引き継ぎ、市民のみなさんが利用できるようになります。

期間 11月21日(木)～12月20日(金) **公表** 2020年1月下旬予定

応募 郵送(〒253-8686茅ヶ崎市役所文化生涯学習課)、FAX(57)8388、資料配布場所、市団で
問合せ 文書法務課文書担当、文化生涯学習課市史編さん担当

相談窓口一覧

相談名	日時・場所	市民相談課
市民相談	月～金 8時30分～17時	市民相談課
市民安全相談/交通事故相談/防犯相談	月～木 9時～17時	
行政相談	第2・4水 13時～15時	
建築紛争相談	原則第3水 11時～17時	
法律相談(同じ内容は1人1回のみ)	火・木 10時～15時30分	
人権相談	第2金、第4火 13時～16時	
税務相談	第1・3水、第4木 13時～16時	
公証相談(遺言、大切な契約など)	第2月 13時～16時	
不動産相談	第1・3金 13時～16時	
多重債務法律相談	第1月、第4金 13時15分～16時15分	
分譲マンション管理相談	第2金 13時～16時	
司法書士相談(不動産、商業登記など)	第2火 13時～16時	
暮らしと事業の相談(相続手続きなど)	第2金 13時～16時 寒川町役場町民相談室☎(74)1111	
多重債務相談	月～金 8時30分～17時	
犯罪被害者等支援相談	市職員 月～金 8時30分～17時 ピア神奈川* 第1・3水 10時～16時 ※被害者支援自助グループ	
消費生活相談	月～金 9時30分～16時(消費生活センター) 月・木 10時～16時(受付は15時まで) 寒川町役場消費生活相談室☎(74)1111	
消費生活法律相談	第2金 13時～16時(消費生活センター)	
家計あんしん相談	第1・3木 11時～11時50分、13時15分～16時5分(消費生活センター)	
発明相談	第3金 13時～16時 産業振興課商工業振興担当	
生活自立相談	月～金 8時30分～17時 生活自立相談窓口(市役所分庁舎2階)	
がん相談	月～金 8時30分～17時 市立病院がん相談支援センター☎(52)1111	

主な施設の	12月の休館日
公民館、青少年会館、地域集会施設*、図書館本館、図書館香川分館	2日・9日・16日・23日・28～31日
うみかぜテラス(体験学習センター)	9日・10日・28～31日
文化資料館	2日・9日・16日・23日・27～31日
市民文化会館	23日・28～31日
美術館	2日・9～13日・16日・23日・28～31日
ちがさき市民活動サポートセンター	18日・28～31日
男女共同参画推進センターいこりあ	1日・8日・15日・22日・28～31日
勤労市民会館	23日・29～31日
開高健記念館、茅ヶ崎ゆかりの人物館	2～5日・9～12日・16～19日・23～26日・29～31日
スポーツ施設	9日(年末年始の休館日は12月15日号に掲載します)

* 年末は29～31日が休館日。なお、28日の受付等については各施設にお問い合わせください。

